

災害時等における 燃料対策の手引き

大規模な災害の発生により、県内にガソリン等の燃料が不足した場合、**県民の安全を守るために特に重要な施設・車両等に対して、燃料の供給を行います。**

この手引きは、大規模な災害の発生等により、県内にガソリン等燃料が不足した場合の燃料供給について、手順などを記載しています。

令和4年3月25日

群馬県産業経済部産業政策課
群馬県石油協同組合

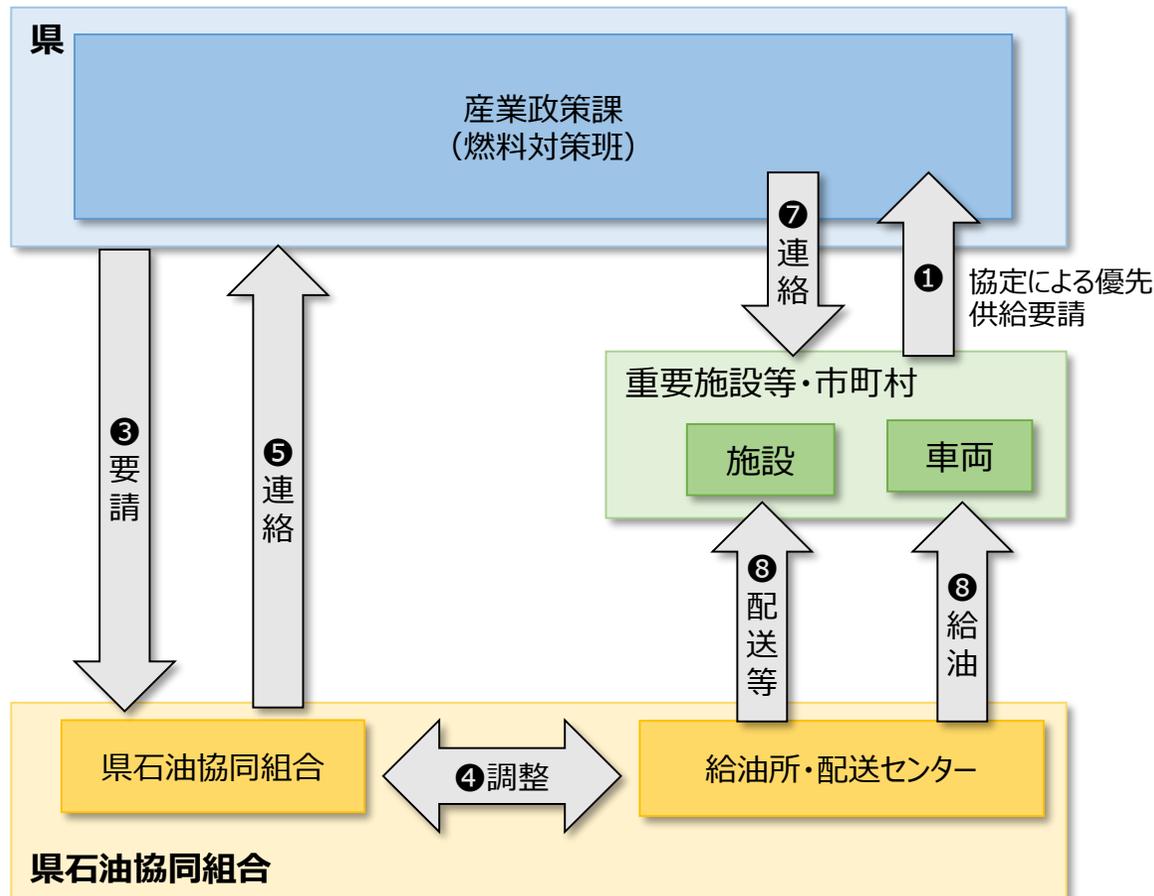
災害時等における燃料対策の手引き（目次）

- 1 「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」 1
- 2 県民の安全を確保するために特に重要な施設・車両等 3
- 3 重要施設・車両管理者の皆様へ 6
- 4 災害発生時の対応・燃料供給要請方法 7
 - (1) 災害発生直後 7
 - (2) 重要施設等の自家発電設備の燃料・車両等の燃料不足】 8
 - ア 平時からの契約先からの優先供給 9
 - イ 県と県石油協同組合との「協定」に基づく優先供給（石油協同組合ルート）
 - ① 供給の要請 10
 - ② 供給の実施（自家発電設備の燃料） 11
 - ② 供給の実施（車両等燃料） 12
 - （参考）緊急車両以外の車両に係る対応 13
 - ③ 供給終了の報告 14
 - ④ 災害対策本部への報告 14
- 5 連絡先 15
 - （参考）優先供給の調整 16
 - （参考）災害時等における燃料供給体制 17

1 「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」

- ・ 大規模災害発生時、県民の安全を確保するために特に重要な施設・車両等（以下、重要施設等）に対し、優先的に燃料を供給することなどを定めたもの。
- ・ 県石油協同組合との間で、平成11年度に締結した協定を見直し、平成23年11月14日に締結。
- ・ より確実に優先給油するため、燃料備蓄に関する事項を追加し、平成26年7月30日に改めて締結。

〈協定に基づく燃料供給の基本的しくみ〉



〈重要施設等〉 ※詳細は3～5ページ

協定第2条

甲（県）は、災害時等において、次の各号に掲げる**県民の安全を確保するために特に重要な施設等**のうち甲が指定するものに対する燃料の供給及び供給のあっせんについて、乙（群馬県石油協同組合）に協力を要請することができる。

- 一 県内に設置された避難所
- 二 災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両等
- 三 災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両
- 四 医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急度の高いもの
- 五 災害等対策業務を行う行政機関
- 六 その他、県民の安全を確保するために特に重要な施設で甲が指定するもの

「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」

(平成26年7月30日締結)

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害の発生等により、群馬県内にガソリン等燃料(以下「燃料」という。)が不足した場合(以下「災害時等」という。)において、県民の安全を確保するために必要な燃料の供給について、群馬県(以下「甲」という。)と群馬県石油協同組合(以下「乙」という。)との間で必要な事項を定める。

(供給への協力要請)

第2条 甲は、災害時等において、次の各号に掲げる県民の安全を確保するために特に重要な施設等のうち甲が指定するものに対する燃料の供給及び供給のあつせんについて、乙に協力を要請することができる。

- 一 県内に設置された避難所
- 二 災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両等
- 三 災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両
- 四 医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急度の高いもの
- 五 災害等対策業務を行う行政機関
- 六 その他、県民の安全を確保するために特に重要な施設等で甲が指定するもの

2 甲は、市町村(一部事務組合を含む。)から前項各号に掲げる市町村の施設等について要請があつた場合には、本協定に基づき、乙に協力を要請することができる。

3 前二項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(燃料の備蓄)

第3条 甲及び乙は協力して、資源エネルギー庁が実施する災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業(以下「製品備蓄事業」という。)を推進し、乙は燃料を備蓄するものとする。

2 製品備蓄事業における2年度目以降の必要な経費については、事業初年度における資源エネルギー庁の負担を踏まえ、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。ただし、6年度目以降の必要な経費については、乙が負担するものとする。

3 甲は、乙に対し、必要に応じて備蓄した燃料の在庫量について報告を求めることができる。

(供給の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、燃料の供給及び供給のあつせんに可能な限り協力するものとする。なお、燃料不足の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は必要な調整を行うものとする。

2 乙は、製品備蓄事業により備蓄した燃料については、甲からの要請に基づき、甲が指定する施設等に限り供給するものとする。

3 甲は、乙が要請内容を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。

(費用の負担)

第5条 本協定に基づき供給された燃料の対価及び運搬等の費用については、当該燃料の供給を受けた者が負担する。

(情報交換)

第6条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の締結により、旧協定(平成23年11月14日付けで締結した協定をいう。)は、廃止する。

2 県民の安全を確保するために特に重要な施設・車両等

(1) 施設

協定上の区分	想定する施設	業務	燃料種類
県内に設置された避難所	避難所	避難者の生活の場を確保	自家発電 設備等の燃料
災害応急対策、ライフラインの維持に 重要な施設・車両等	電気・ガス・通信の供給に係る施設	ライフライン維持	
	上下水道に係る施設	ライフライン維持	
医療・福祉関係施設・事業のうち特に 緊急度の高いもの	病院（災害拠点病院、特定機能病院、総合周産期 母子医療センター、急性期病院、がん診療連携拠点 病院等、緊急度の高いもの）	入院患者、外来患者の治療	
	特別養護老人ホーム	入所者の医療的ケア（人工呼吸器、 たんの吸引等、生命の維持に係るも のに限る）	
	介護老人保健施設		
	障害者支援施設等		
災害対策業務を行う行政機関	県、市町村、指定公共機関の庁舎、警察機関、消防 機関	行政機関の機能維持	
その他、県民の安全を確保するために 特に重要な施設等			

(2) 車両

協定上の区分	想定する車両等	業務	燃料種類
災害応急対応、ライフラインの維持に重要な施設・車両	道路、河川等の応急復旧を行う車両	応急復旧	車両用燃料
	電気・ガス・通信の復旧を行う車両	応急復旧	
	上下水道の復旧を行う車両	応急復旧	
	県及び市町村が災害応急対応を行うための公用車（給水車・ごみ収集車等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の機能維持 ・応急復旧 	
	規制除外車両（建設用重機を輸送する車両又は道路警戒作業用車両）	応急復旧	
災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両	消防車両	消防活動	車両用燃料
	救急車両	人命救助	
	医療機関の車両（当該医療機関名の表示があるものに限る。）	人命救助	
	警察車両	人命救助等緊急用務	
	自衛隊車両	人命救助等緊急用務	
	その他赤色灯付の車両	人命救助等緊急用務	
	交通規制車両	交通規制	
	災害応急対策に従事する者又は災害応急対応に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施する車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対応 ・救援物資・人員の輸送 	

(2) 車両

協定上の区分	想定する車両等	業務	燃料種類
医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急度の高いもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターカー ・DMAT 	人命救助	車両用燃料
	規制除外車両（医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両）	人命救助	
	規制除外車両（患者等搬送車両）	人命救助	
	規制除外車両（医薬品、医療機器等を輸送する車両）	医療関係物資輸送	
	小規模多機能型居宅介護事業	在宅要援護者の生活支援	
	訪問看護事業	在宅要援護者の医療的ケア	
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業 ・重度訪問介護事業 	在宅要援護者の生活支援、医療的ケア	
その他、県民の安全を確保するために特に重要な施設等			

3 重要施設・車両管理者等の皆様へ

災害の発生に備え、平時から、以下の3点に御協力をお願いいたします。

① 自家発電設備の燃料備蓄状況を確認してください

十分な備蓄量があるか

平時からの契約先、また県に優先供給を要請した場合でも、道路網の復旧状況や輸送手段の確保状況等により、配送に時間がかかる可能性があります。

4日間程度の備蓄を奨励します。

保存方法と定期的な点検

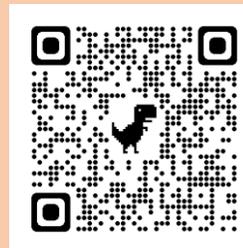
酸化・劣化による燃焼不良や、沈殿物による燃料フィルターの目詰まり等を防ぐため、涼しい場所に密閉して保存するとともに、定期的に点検及び入替を行ってください。

② 車両は、燃料メーターが半分程度になったら満タンにするよう心がけてください

③ 平時の契約先に対し、日頃から、災害時には優先供給に協力いただけるよう依頼してください

住民拠点SS等検索システム

平時には地図サービスとして活用できるほか、震度5強以上の地震発生時等の際には、お近くの住民拠点SS等の営業状況等を確認できます。



[住民拠点SS等検索システム\(資源エネルギー庁HPリンク\)](#)

4 災害発生時の対応・燃料供給要請方法

(1) 災害発生直後

各重要施設・車両等

ア 重要施設の対応

施設の設備等について、以下のとおり点検を行う

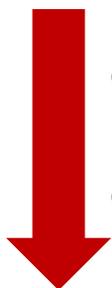
点検項目	点検内容
自家発電設備 本体	<input type="checkbox"/> 本体の破損の有無 <input type="checkbox"/> 配線及び分電盤等の損傷の有無
燃料	<input type="checkbox"/> 燃料タンク、配管等の損傷の有無 <input type="checkbox"/> 燃料の残量 <input type="checkbox"/> 最高稼働時間 <input type="checkbox"/> 必要給油量の把握
入庫導線	<input type="checkbox"/> タンクローリー入庫導線の破損、遮蔽物の有無

イ 車両等の対応

車両等について、以下のとおり点検を行う

点検項目	点検内容
車両本体	<input type="checkbox"/> 本体の破損の有無 <input type="checkbox"/> 出庫可能な車両の把握
燃料	<input type="checkbox"/> 給油を要する車両 <input type="checkbox"/> 燃料の残量、油種及び給油量の把握
出庫導線	<input type="checkbox"/> 出庫導線の破損、遮蔽物の有無

(1) 災害発生直後



- 長時間の停電が発生 
- 災害対応のための車両がフル稼働



(2) 重要施設等の自家発電設備の燃料・車両等の燃料不足

県民の安全を確保するために重要な施設・車両に燃料不足が生じた場合は、以下とおり対応する。

ア 平時の契約先からの優先供給 ※詳細は 9 ページ

重要施設等は、平時から契約しているガソリンスタンド等に対して、優先供給を要請し、燃料の供給を受ける。



平時に契約しているガソリンスタンド等から燃料供給を受けることができない場合

イ 県と県石油協同組合との「協定」に基づく優先供給（石油協同組合ルート） ※詳細は 10 ページ

重要施設等は、アの平時に契約しているガソリンスタンド等から燃料供給を受けることができない場合、「協定」に基づく燃料の優先供給を要請し、燃料の供給を受ける。



ウ 国レベルの優先供給（石油連盟ルート）

県は、イの石油協同組合ルートでの燃料供給が困難な場合、国の災害対策本部（内閣府内）に対して、重要施設等への燃料供給を要請する。（詳細は 17 ページ）

ア 平時の契約先からの優先供給

① 供給の要請

重要施設等は、平時に契約しているガソリンスタンド等（以下、契約SS等）に対して、県民の安全を確保するために重要な施設・車両であることを伝え、優先供給を要請する。

契約SS等が供給可能な場合は、供給可能量、供給日時、供給を受ける場所等を調整する。

② 供給の実施

■ 自家発電設備等燃料

配送の場合 施設は、契約SS等が指定した日時に、燃料タンクへの配送を受ける。

受取の場合 油種に応じた携行容器を用意し、契約SS等が指定した日時及び場所に出向き、燃料を受け取る。

■ 車両等燃料

車両管理者は、契約SS等が指定した日時及びガソリンスタンドにて、給油を受ける。

給油を受ける際、契約SS等から求めがあった場合には、優先供給の対象車両であることを外観に明示する。（様式第2号）

【「受取」における通常運搬の制限】

油種	通常運搬の制限 (※)	容器 1 個あたりの給油制限		
		金属製容器		プラスチック製容器
		運搬車両	乗用車	
ガソリン	200ℓ未満	60ℓ以下	22ℓ以下	不可
軽油	1,000ℓ未満	60ℓ以下		30ℓ以下
灯油	1,000ℓ未満	60ℓ以下		30ℓ以下

※上記制限を超えて運搬する場合は、車両への『危』標識の掲示や、消火器の備付けなどの措置が必要となる。

【留意事項】

- 平時に契約しているガソリンスタンド等がない場合は、近隣のSS等（同じ地域内にあるSS等）に対し、上記①と同様の手段で燃料供給を要請する。
- 契約SS等から供給を受けられない場合は、近隣のSS等（同じ地域内にあるSS等）に対し、上記①と同様の手段で燃料供給を要請する。

上記アで燃料供給を受けられない場合

イ 県と県石油協同組合との「協定」に基づく優先供給

イ 県と県石油協同組合との「協定」に基づく優先供給（石油協同組合ルート）

①供給の要請



1) 重要施設等からの要請

重要施設等は、原則ぐんま電子申請受付システムまたはメール（様式第1号）により、**県産業政策課あて要請**する。

※要請から半日以上経っても要請受付完了メールが送付されない場合は、**県産業政策課あて電話で確認**を行う。

※メールが送受信できない場合やインターネットに接続できない場合は、FAXによる要請を行う。

（FAXを送信した旨を、県産業政策課あて電話で伝達すること。）

必要事項	自家発電設備	<input type="checkbox"/> 油種（A重油・軽油・灯油・ガソリン等） <input type="checkbox"/> 希望する量 <input type="checkbox"/> タンク容量 <input type="checkbox"/> 残量 <input type="checkbox"/> 残量による想定稼働時間 <input type="checkbox"/> 用途
	車両	<input type="checkbox"/> 希望台数 <input type="checkbox"/> 油種（ガソリン、軽油） <input type="checkbox"/> 車両番号 <input type="checkbox"/> 希望する量 <input type="checkbox"/> 用途

いずれの燃料も希望する場合は**優先順位をつけて**報告してください

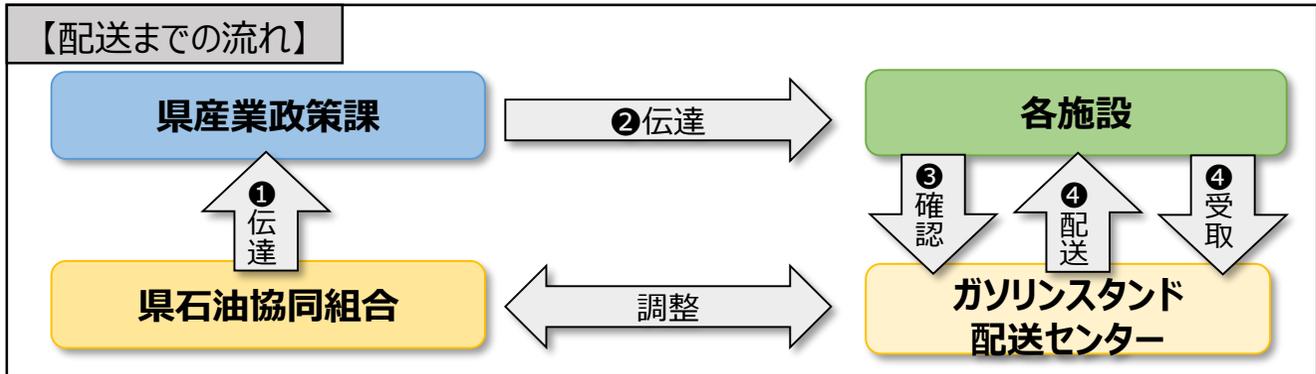
県産業政策課	システム	ぐんま電子申請受付システムリンク		
	メールアドレス	saigai-nenryou@pref.gunma.lg.jp		
	電話番号	027-226-3314	FAX番号	

2) 県石油協同組合への要請（様式第1号の内容を伝達）

産業政策課は、重要施設等からの要請をとりまとめ、県石油協同組合に対し、電話またはメールにより、燃料の供給を要請する。

※メールで要請した場合は、その旨を県石油協同組合あて電話で伝達する。

②供給の実施（自家発電設備の燃料）



1) 県石油協同組合から県産業政策課への連絡

県石油協同組合は、対応可能なガソリンスタンド及び配送センターと調整し、県産業政策課に対し、電話またはメールで、右記の事項を連絡する。
 ※メールで連絡した場合は、その旨を県産業政策課あて電話で伝達する。

連絡事項	<input type="checkbox"/> 配送センター等名称	<input type="checkbox"/> 担当者名
	<input type="checkbox"/> 所在地	<input type="checkbox"/> 電話（携帯）番号
	<input type="checkbox"/> 配送可能な日時	
	<input type="checkbox"/> 配送する油種・供給量	

2) 県産業政策課から施設への連絡

県産業政策課は、県石油協同組合からの連絡事項を様式第1号に記載し、施設に対し、メール送信する。
 ※メールを送信した旨を、施設あて電話で伝達する。
 ※メールが利用できない施設には、FAXにより伝達する。（FAXを送信した旨を、施設あて電話で連絡する。）

3) 施設からガソリンスタンド等への連絡

施設は、県産業政策課から連絡を受けた後、ガソリンスタンド又は配送センターあて電話連絡し、下記の事項について最終確認及び調整を行う。

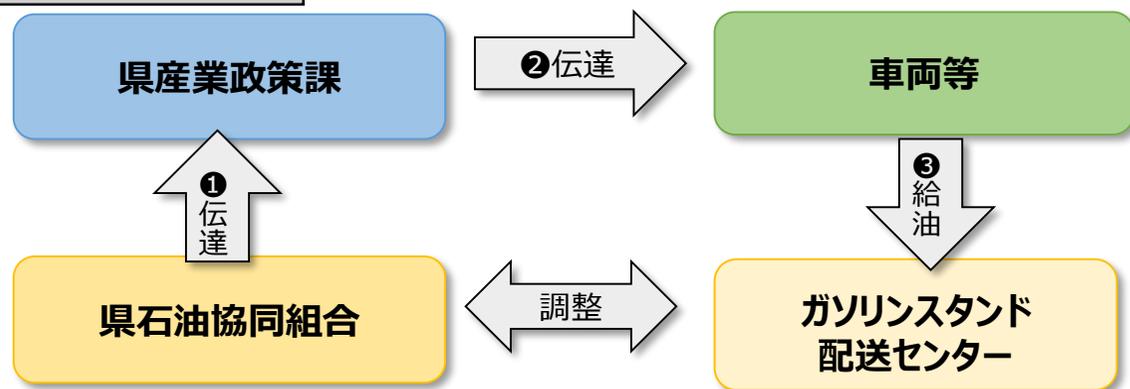
最終確認事項	<input type="checkbox"/> 施設の担当者、連絡先、所在地	<input type="checkbox"/> 配送（受け取り）日時	<input type="checkbox"/> 油種、配送量
	<input type="checkbox"/> 配送場所（燃料タンクの設置場所）又は受け取り場所	<input type="checkbox"/> 燃料タンクまでのローリー進入経路	
	<input type="checkbox"/> 給油口情報（ネジ名称、ネジ形式、口径等）		

4) ガソリンスタンド又は配送センターの対応

ガソリンスタンド又は配送センターは、施設と最終調整した内容に基づき、「配送」又は「受取」の対応を行う。
 （※受取の際は、油種に応じた携行容器を用意）

②供給の実施（車両等燃料）

【給油までの流れ】



★車両等燃料の優先供給についての大原則★

災害対応の初期の段階では、災害応急対策や被災地支援のための緊急の需要が相当見込まれるため、**緊急通行車両を最優先とする。**

1) 県石油協同組合から県産業政策課への連絡

県石油協同組合は、対応可能なガソリンスタンドと調整し、県産業政策課に対し、電話またはメールで、下記の事項を連絡する。
※メールで連絡した場合は、その旨を県産業政策課あて電話で伝達する。

連絡事項

- 給油所名称
- 担当者名
- 所在地
- 電話（携帯）番号
- 給油可能な日時
- タンク残量

2) 県産業政策課から施設への連絡

県産業政策課は、県石油協同組合からの連絡事項を様式第1号に記載し、車両等管理者に対し、メール送信する。
※メールを送信した旨を、施設あて電話で伝達する。
※メールが利用できない施設には、FAXにより伝達する。（FAXを送信した旨を、施設あて電話で連絡する。）

3) 車両等の給油

車両等管理者は、県産業政策課からの連絡を受けた後、指定されたガソリンスタンドに出向き、燃料の供給を受ける。

4) ガソリンスタンドの対応

ガソリンスタンドは、優先供給を行う日時においては、入口などにその旨を大きく掲示して、一般車両の進入を制限する。

(参考) 緊急車両以外の車両に係る対応

◆ 赤色灯がついていない車両に係る対応 ◆

赤色灯がついていない車両（例：行政機関の公用車、物資の緊急輸送を行うトラック等）が給油を受ける際は、

① 様式第2号に登録(車両)番号を記載

② 車両の前方・後方や側面に貼り付ける

ことで、災害応急対策車両であることを外観に明示する。

【様式第2号】

登録(車両)番号	
群馬県 災害応急 対策車両	

◆ 訪問看護・訪問介護車両に係る対応 ◆

【災害発生初期】

ガソリンスタンドにおいては、どうしても給油が必要な訪問車両に限って優先供給を行う（法人登録車を優先）。

（訪問サービス事業の場合、救急車や警察車両等の緊急車両のように災害発生初期に需要が急増するということは少ないため。）

【災害発生後、一定期間経過後】

訪問車両にも燃料供給が必要となってくるため、13・15ページの流れで優先供給を行う。

訪問看護・訪問介護車両が給油を受ける際には、

① 紙等に「訪問看護」「訪問介護」と記載（様式はありません）

② 車両の前方・後方や側面に貼り付ける

ことで、訪問看護・訪問介護車両であることを外観に明示する。

※私有車の場合は、必要に応じて、ガソリンスタンドが身分証明証により確認を行う。

③供給終了の報告

■自家発電設備等燃料

1) 施設から県産業政策課への連絡

自家発電設備等燃料の供給を受けた施設は、県産業政策課あて、電話またはメールにより、供給終了の報告を行う。



■車両等燃料

1) ガソリンスタンドから県石油協同組合への連絡

車両等に対する供給の終了後、県石油協同組合あて、電話等により、給油台数及び給油量の合計を油種別に報告する。

2) 県石油協同組合から県産業政策課への連絡

県石油協同組合は、各ガソリンスタンドからの1)の報告を取りまとめ、県産業政策課あて電話またはメールにより、報告する。



④災害対策本部への報告（県産業政策課）

- ・県産業政策課は、施設から報告があったときは、様式第1号に記載する。
- ・燃料供給の要請・実施状況等を取りまとめ、報告様式に記載し、適宜災害対策本部に報告するとともに、必要に応じ、施設の所管課に情報提供する。

5 連絡先

関係機関名	電話番号	F A X 番号	メール
群馬県産業経済部 産業政策課	027-226-3314	027-223-7875	saigai-nenryou@pref.gunma.lg.jp
群馬県石油協同組合	027-251-1888	027-251-1771	-

※この手引きに関することは、県産業政策課にお問合せください

(参考) 優先供給の調整

災害の規模等により、県内における燃料の在庫量及び県外からの供給量が少なく、要請のあった重要施設等のすべてに対して一斉に供給することが困難な場合は、以下のとおり対応する。

①

- 県石油協同組合は、ガソリンスタンド又は配送センターと調整し、供給可能な給油所及び給油量等の情報をとりまとめる。

②

- 県石油協同組合は、とりまとめた情報を、県産業政策課に伝達する。

③

- 県産業政策課は、災害対策本部において、優先して供給する重要施設等の調整・決定を行う。

④

- 県産業政策課は、県石油協同組合に対して、優先して供給する重要施設等への給油等を要請する。

⑤

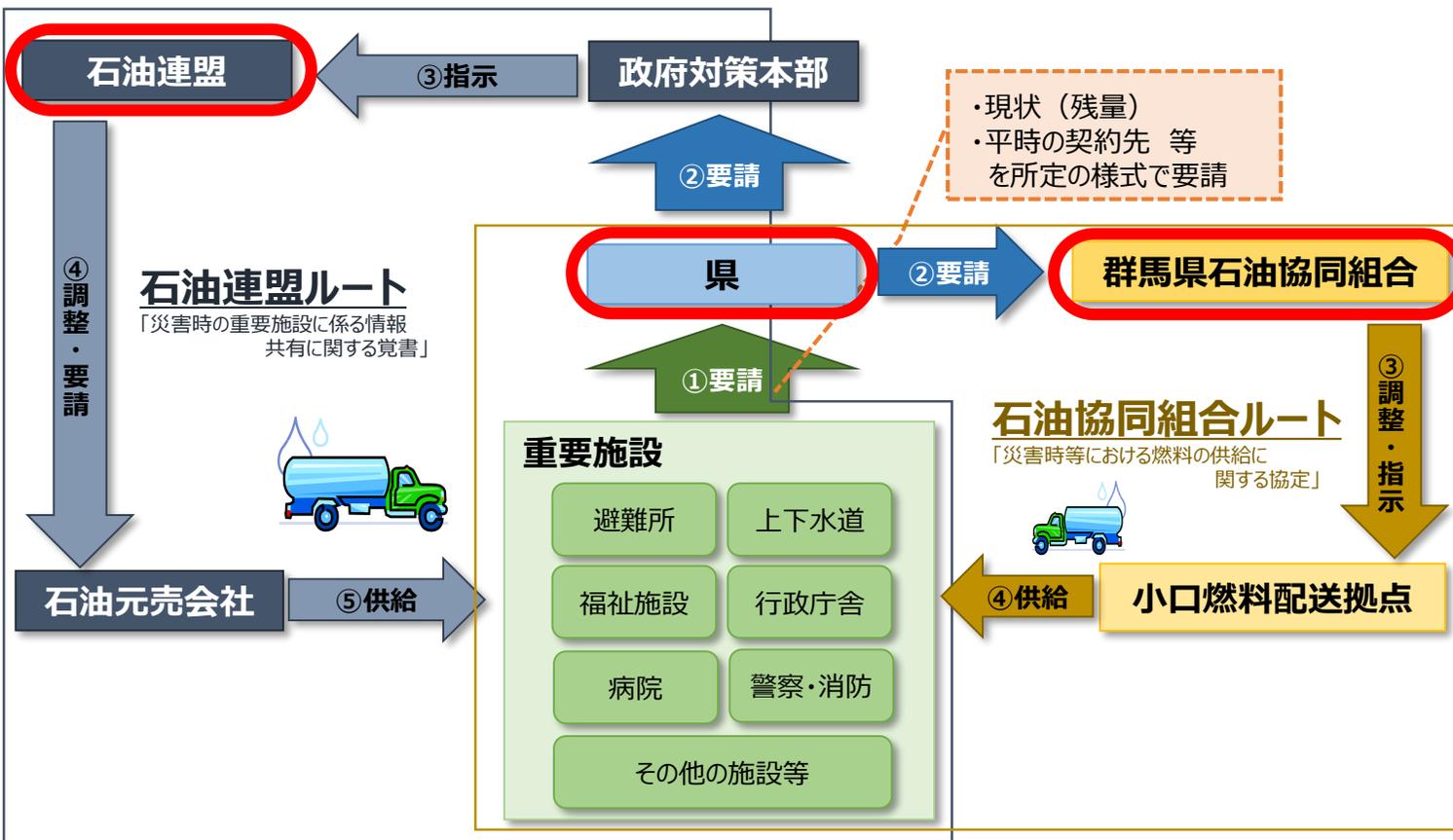
- 県産業政策課は、優先して供給する重要施設等に対し、優先供給の実施を伝達する。

⑥

- 連絡を受けた重要施設等は、指定されたガソリンスタンド又は配送センターと連絡を取り、燃料の供給を受ける。（※供給を受ける際の手順については、10ページ～14ページを参照）

(参考) 災害時等における燃料供給体制

本手引きでは、主に、下記石油協同組合ルートでの燃料供給について記載していますが、県では、このルートのほかに、石油連盟ルートでの燃料供給体制を整備し、災害時の燃料不足に備えています。



石油協同組合ルート

(地域レベルでの燃料供給)

平成23年11月及び平成26年7月に、群馬県石油協同組合との間で締結した「災害時等における燃料の供給に関する協定」に基づくもの。

災害時等に自家発電設備の燃料不足が生じた場合、県はこのルートで調整を行います。

石油連盟ルート (国レベルでの燃料供給)

平成24年11月に、石油連盟 (全国組織) との間で締結した「災害時等の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づくもの。

石油協同組合ルートで燃料供給が困難な場合等に、補完してこのルートでの調整を行います。

※事前に施設の設備等情報を登録しておくことで、より円滑に燃料供給を受けることが可能です